

株主各位



東京都渋谷区南平台町16番-25号
養命酒ビル 11 階
株式会社 ネオマーケティング
代表取締役 橋本光伸

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2021年12月23日（木曜日）午後7時までには到着するように議決権行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 日時 2021年12月24日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）
 - 場所 東京都渋谷区南平台町16番25号 養命酒ビル2階 会議室
 - 目的事項
報告事項
 - 第22期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第22期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 招集にあたっての決定事項
3頁「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.neo-m.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.neo-m.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

議決権の行使についてのご案内

株主の皆様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

- | | | | |
|----------|---|---|--|
| 1 | 株主総会に当日 ご出席いただく 場合 |  議決権行使書用紙を 会場受付へ提出 | 株主総会開催日時 2021年12月24日(金) 午前10時 |
| 2 | 郵送(書面)にて 行使いただく 場合 |  各議案の賛否を 表示のうえ投函 | 行使期限 2021年12月23日(木) 午後7時到着分まで |
| 3 | インターネットにて 行使いただく 場合 (パソコン、スマートフォン) |  議決権行使サイト https://evote.tr.mufg.jp/ にて各議案の賛否を 入力 | 行使期限 2021年12月23日(木) 午後7時まで |

インターネットによる議決権行使のご案内については、次頁をご参照ください。

議決権の行使に関する事項

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します）。
- (2) パソコン、スマートフォンによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境やご使用の機種によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2021年12月23日（木曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
 - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を使ってください。
※QRコードは罫デンソーウェブの登録商標です。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する接続料金等、通信料は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

(添付書類)

事業報告

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により多くの産業において経済活動の縮小・停滞等の状況が継続している状況は変わらないものの、ワクチン接種や緊急事態宣言の解除に向けた動きなど、その影響の縮小を目指した兆しがみられます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、当社グループにおいては、前連結会計年度より従業員の安全・安心を守る施策として、二酸化炭素濃度測定器導入による換気と密の回避、始業前の全従業員への非接触型検温測定の義務付け、全社的なテレワークの推奨とそれに向けての機器及びルールの整備・体制の構築等の対策について、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

当社グループのメインの顧客層である製造業のお客様においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は他業種との比較において軽微であり、当社グループが業績面において受けた影響も限定的なものとなりました。

このような状況の中、日本のマーケティング研究における第一人者である早稲田大学の恩蔵直人教授と共同でエボクトセット（想起集合）研究プロジェクトを立上げ、エボクトセットを用いた調査サービスの提供を開始いたしました。エボクトセットとは、例えば「ビールが飲みたい」「洗剤を買おう」と思った時に、頭の中でイメージされるブランドの集合体のことを指します。リアル店舗において商品棚を眺めながら値札やパッケージを吟味して行う買い物のプロセスでは、エボクトセットに入っていない商品が購買される可能性もありましたが、オンライン上で購買が完結される場合、Webの指名検索から商品の購買につながるが多いため、検索される段階で想起されないブランドは今まで以上に購買されにくくなっております。そのような背景から、エボクトセットはECやD2C等オンライン販売が加速する現代において重要なマーケティング指標になると考え、新たなサービスとして開発いたしました。

また、当社は2021年8月にコミュニケーションデザイン機能を内製化し、これによりエボクトセット調査で課題が明らかになったクライアント企業に対し、第一想起獲得のためのマーケティング戦略を立案し実行するまでのシームレスな支援が可能となりました。

営業面での取り組みにおいては、獲得した顧客に対し、独自に開発した「マーケティングフレームワーク4K」に基づいてクロスセル・アップセルの提案活動を進

行する体制を整備し、案件単価増大に向けた流れを構築いたしました。

見込顧客の獲得や営業リード獲得戦略につきましては、マーケティングに関連するWebセミナーを毎週開催する体制を整備し、セミナー参加者を顧客に引き上げる仕組みを構築し、オンライン商談による営業効率化との相乗効果で案件創出機会が増大いたしました。

それらに加え、KPIとして重視しているマーケティングコンサルタントの採用確保と、顧客との商談数、新規顧客獲得数が計画通り進捗したことが寄与し、増収増益と過去最高の経営成績を達成いたしました。

このような取り組みの結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,829,276千円（前年比28.1%増）、営業利益303,454千円（同74.8%増）、経常利益286,536千円（同65.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益206,002千円（同76.6%増）となりました。

当社グループは、これからも「人と企業の架け橋となる価値ある情報サービスを提供し人々の生活向上と社会発展に貢献する」という経営理念を全社一丸となって追求し、さらなる成長と業容拡大を図ってまいります。

サービス別の売上高は、以下のとおりです。

売上高内訳

| 内 容 | 金額（単位：千円） | 売上高構成比 | 前期比 |
|---------------------|-----------|--------|--------|
| インサイトドリブン | 462,835 | 25.3% | 120.1% |
| カスタマードリブン | 786,411 | 43.0% | 119.4% |
| デジタルマーケティング | 140,517 | 7.7% | 249.5% |
| カスタマーサクセス | 246,471 | 13.5% | 136.2% |
| P R | 48,193 | 2.6% | 164.8% |
| B to Bマーケティング支援サービス | 100,234 | 5.5% | 120.8% |
| クラウドソーシング | 44,612 | 2.4% | 131.3% |
| 計 | 1,829,276 | 100.0% | 128.1% |

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は9,370千円（無形固定資産を含む）であり、その主な内容は、本社のレイアウト変更費用1,140千円、横浜オフィス開設準備に伴うオフィス構築費3,383千円、自社利用システムに係るソフトウェア投資3,090千円であります。

(3) 資金調達の状況

2021年4月22日をもって東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資と自己株式の処分により、総額380,880千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、変化の激しい経営環境の中で常に新しいマーケティングソリューションを生み出し続けることによって着実に成長を続けており、顧客とともにイノベーションを創造し価値ある情報サービスを提供することにより事業規模の拡大を推進するために、以下の課題に重点的に対処してまいります。

① 採用、教育体制の構築

当社のマーケティングコンサルタントが、当社グループが提供するサービスについての知識やノウハウを吸収し、顧客に対する提案力を向上させていくためには相当程度の時間を要することが課題となっております。当社グループの提供するサービスに適応力の高い優秀な人材を採用し、いち早く戦力化するための教育体制の構築に取り組んでまいります。

② 自社マーケティングの強化

当社グループが見込顧客と接点を持つきっかけとして、お問い合わせをさせていただくための導線や仕掛けの構築を含めた自社のマーケティング活動が新規顧客獲得のための重要なファクターになります。自社メディアを活用した導線強化や見込顧客を顧客化していく仕組みの構築に取り組んでまいります。

③ デジタルトランスフォーメーションへの対応

当社グループは、社会が急激にデジタルトランスフォーメーションに舵を切り、インフラやデバイスの技術革新が激しい環境の中で、継続的に成長し続けるためには、新技術の有用性を見極めと適時の対応を行うことが重要な課題であると考えております。次々と登場する新技術やデバイスを吟味し応用していくことが重要であると認識し、必要な対応や積極的な投資を行ってまいります。

④ ブランディングの強化

当社グループが見込顧客から指名されて業務を委託いただく、あるいは企画コンペティションに参加する確率を上げるためには、知名度を相当程度向上させていく必要があると認識しております。自社の強みを明確化しブランディングと知名度を向上すべく取り組んでまいります。

⑤ 組織体制の強化

当社グループは、これまで事業規模に見合った組織体制を構築してまいりましたが、今後の業容の拡大に伴い、組織体制の強化が課題であると認識しております。今後も、事業規模に応じた内部管理体制の構築を行うとともに、一層のガバナンス強化に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第20期 (2019年9月期) | 第21期 (2020年9月期) | 第22期 (当連結会計年度) (2021年9月期) |
|--------------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 1,132,272 | 1,427,555 | 1,829,276 |
| 経 常 利 益 (千円) | 19,674 | 173,652 | 286,536 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円) | 8,027 | 116,650 | 206,002 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 3.43 | 50.24 | 88.79 |
| 総 資 産 (千円) | 830,897 | 982,064 | 1,500,514 |
| 純 資 産 (千円) | 156,427 | 211,887 | 797,019 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 66.85 | 95.53 | 325.58 |

(注) 1. 当社では、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。なお、第20期及び第21期につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。

2. 当社は、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、2019年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第19期 (2018年9月期) | 第20期 (2019年9月期) | 第21期 (2020年9月期) | 第22期 (当事業年度) (2021年9月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 1,020,213 | 1,077,844 | 1,326,165 | 1,708,788 |
| 経 常 利 益 (千円) | 59,457 | 49,041 | 164,497 | 244,187 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 55,088 | 37,925 | 117,428 | 173,332 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 23.54 | 16.21 | 50.58 | 74.71 |
| 総 資 産 (千円) | 628,715 | 877,483 | 1,018,280 | 1,504,430 |
| 純 資 産 (千円) | 172,354 | 210,279 | 266,708 | 820,920 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 73.66 | 89.86 | 120.25 | 335.34 |

(注) 当社は、2020年9月29日付で普通株式1株につき200株、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、2018年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況（2021年9月30日現在）

| 会社名 | 資本金 | 当社の 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--------------|---------|--------------|-------------|
| パイルアップ株式会社 | 8,000千円 | 100.0% | マーケティング支援事業 |
| 株式会社セールスサポート | 1,500千円 | 100.0% | マーケティング支援事業 |

(7) 主要な事業内容

当社グループは、クライアント企業のマーケティングプロセスを独自の「マーケティングフレームワーク 4 K」を使って一気通貫にサポート出来ることを特長としています。「4 K」とは、生活者インサイトの発見（カクシン）からプロダクト開発（カイハツ）、プロモーション支援（カイク）からPDCAの実行（カイゼン）までを指します。当社ではそれぞれのマーケティングプロセスにおいて各種ソリューションを自社リソースで網羅的に提供可能であることが強みとなっております。

当社グループは、その特長を生かし、お客様の課題を本質的に解決し、お客様の事業を成功に導くためのサービスを開発し続けることによって、世の中に良い商品や素晴らしいサービスが溢れ、企業は成功し、人々の生活が豊かになる社会を実現していくことを目指しております。

| サービス名 | サービスの内容 |
|-------------|--|
| インサイトドリブン | 定性調査を核としたイノベーション創造マーケティングです。特徴的な事例としては、デザイン思考をベースとしたエクストリームユーザー（極端な消費者）の行動観察調査を実施し、インサイトを発見することにより、共創ワークショップでアイデア・コンセプトまで創り上げるといったものがあります。 |
| カスタマードリブン | 定量調査を核とした顧客起点マーケティングです。特徴はマーケティング施策に活用できるよう顧客セグメントを明確化し、カスタマージャーニーを解析することにより、顧客起点のプロモーション施策の戦略立案・実行後の検証まで一気通貫でクライアントに伴走するという点です。 |
| デジタルマーケティング | デジタルマーケティング戦略設計にあたり、顧客起点でお客様の課題に合わせてWeb広告に関する戦略立案から作成、運用、効果検証まで一貫したコミュニケーション戦略を設計・実行するサービスです。メイン顧客層である製造業にはD2C支援サービスとして、世界で最も利用されているECプラットフォームであるShopifyの構築から集客・運用まで一気通貫で支援出来ることに強みを持っております。 |

| サービス名 | サービスの内容 |
|---------------------|--|
| カスタマーサクセス | 生活者起点の分析により、自社の商品やサービスが「顧客の成功体験」に寄与できるように、積極的支援を行う企業姿勢と、そのための戦略・施策を提供するサービスです。特徴的な事例としては、クライアントのお客様のゴール（＝成功）や失敗を理解した上で、必要なアクションプランを企画立案し実行まで対応するサービスといったものがあります。沖縄県那覇市と沖縄県石垣市にカスタマーサクセスセンターの拠点を設けており、電話・メールによる顧客対応はもちろん、AIチャットボットの品質評価やサブスクリプションモデルの課金ユーザー離脱防止プログラムにも強みを持っておりま |
| P | R 認知拡大・ブランディングを目的としたPR支援サービスです。特徴的な事例としては、心理ロイヤリティやエボクトセットを指標とし、クライアントの目指すべきブランド像や世界観を、カスタマードリブンサービスによって明確化したターゲットに対して届けるといったものがあります。 |
| B to Bマーケティング支援サービス | 累計導入企業数約50,000社の企業リスト収集ツール「Urizo」を提供し、企業間のマーケティング活動や営業活動の支援を行っております。「Urizo」は、対面営業が難しいWithコロナ時代において企業への新規アプローチやリード獲得を強力に支援する自社独自開発ツールです。 「Urizo」は、ソフトウェアを提供するSaas型、月額課金のサブスクリプションモデル、法人顧客を対象としたBtoBのサービスモデルを特徴としております。 |
| クラウドソーシング | 当社が運営するプラットフォーム「SOLPANEL（ソルパネ）」を利用して不特定多数の人に業務を依頼することができる仕組みを構築しております。 |

(8) 主要な事業所（2021年9月30日現在）

① 当社

| 名称 | 所在地 |
|---------------|-----------|
| 本社 | 東京都渋谷区 |
| 沖縄なはマーケティングラボ | 沖縄県那覇市 |
| 石垣マーケティングラボ | 沖縄県石垣市 |
| 大阪営業所 | 大阪府大阪市中央区 |
| 仙台営業所 | 宮城県仙台市青葉区 |
| 関西オフィス | 兵庫県三田市 |

② 子会社

| 名称 | 所在地 |
|--------------|--------|
| パイルアップ株式会社 | 東京都渋谷区 |
| 株式会社セールスサポート | 東京都渋谷区 |

(9) 従業員の状況 (2021年9月30日現在)

① 企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|-------------|
| 89 (71) 名 | 11名増 (29名増) |

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-----------|-------------|--------|--------|
| 84 (70) 名 | 11名増 (28名増) | 33.56歳 | 4.26年 |

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2021年9月30日現在)

| 借入先 | 借入残高(千円) |
|--------------|----------|
| 株式会社りそな銀行 | 122,570 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 79,200 |
| 株式会社東日本銀行 | 37,180 |
| 株式会社みずほ銀行 | 20,688 |
| 株式会社三井住友銀行 | 19,374 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年4月22日付で東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）市場に上場しました。

2. 株式に関する事項

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 9,600,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,448,000株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 1,400名 |
| (4) 大株主(上位10位まで) | |

| 株 主 名 | 持 株 数 (株) | 持株比率 (%) |
|-----------------------|-----------|----------|
| 株式会社エムスリードリームインベスター | 658,000 | 26.87 |
| 橋 本 光 伸 | 498,800 | 20.37 |
| 株 式 会 社 TRM プ ラ ザ ー ズ | 276,900 | 11.31 |
| 村 上 直 | 80,600 | 3.29 |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社 | 80,200 | 3.27 |
| 株 式 会 社 エ イ ジ ェ ッ ク | 77,400 | 3.16 |
| ネオマーケティング従業員持株会 | 57,400 | 2.34 |
| 荒 池 和 史 | 44,000 | 1.79 |
| 葛 山 博 志 | 39,400 | 1.60 |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社 | 36,600 | 1.49 |

(注) 1. 自己株式は保有しておりません。

2. 当社は、2021年3月2日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

3. 新株予約権に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2016年6月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき33,000円（1株当たり83円）（注）
- ③ 新株予約権の行使条件 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りではない。
- ④ 新株予約権の行使期間 2018年6月29日から2026年6月14日
- ⑤ 当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|----------------------|---------|---------------|------|
| 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く） | — | — | — |
| 社外取締役（監査等委員） | 3個 | 普通株式1,200株（注） | 1人 |

2018年9月6日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき139,000円（1株当たり348円）（注）
- ③ 新株予約権の行使条件 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職した場合はこの限りではない。
- ④ 新株予約権の行使期間 2020年9月7日から2028年9月5日
- ⑤ 当社役員の保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|----------------------|---------|---------------|------|
| 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く） | 15個 | 普通株式6,000株（注） | 1人 |
| 社外取締役（監査等委員） | — | — | — |

（注）2020年9月29日付で実施した株式分割（普通株式1株につき200株に分割）、2021年3月2日付で実施した株式分割（普通株式1株につき2株に分割）に伴い、「新株予約権の行使価額」及び「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年9月30日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|------------|---------|--|
| 代表取締役 | 橋 本 光 伸 | 株式会社セールスサポート 代表取締役 |
| 取締役 | 荒 池 和 史 | 営業管掌 株式会社セールスサポート 取締役 |
| 取締役 | 秋 田 誠 | 管理本部管掌 |
| 取締役（監査等委員） | 藤 元 拓 志 | 藤元公認会計士事務所 代表 インヴィンシブル投資法人 監督役員 株式会社プライセン 監査役 |
| 取締役（監査等委員） | 原 島 茂 雄 | はらしま会計事務所 所長 J Glocal Accounting株式会社 代表取締役 J Glocal Accounting Co., Ltd. 代表取締役 |
| 取締役（監査等委員） | 中 川 達 也 | 染井・前田・中川法律事務所 パートナー パウダーテック株式会社 取締役 株式会社グッピーズ 監査役 |

- (注) 1. 株式会社セールスサポートは当社の子会社であります。また、株式会社セールスサポート以外の兼職先と当社の間取引関係はございません。
2. 取締役藤元拓志氏、原島茂雄氏、中川達也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、取締役藤元拓志氏、原島茂雄氏、中川達也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役藤元拓志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
取締役原島茂雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、常勤の監査等委員を選定しておりませんが、その理由は以下のとおりです。
- ・当社では社外取締役としての独立性を重視しており、監査等委員の全員が社外取締役であること
 - ・取締役との活発な意見交換、内部監査部門を中心とした補助部門との連携ができていないこと
 - ・必要に応じて監査等委員が取締役会以外の重要な会議に出席できる体制ができていないこと

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年12月22日開催の定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役を除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役3名（藤元拓志氏、原島茂雄氏、中川達也氏）と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める

最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の会社法上の取締役（社外取締役を含む。）であり、被保険者の保険料を全額会社が負担しております。当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求を受けることによって生ずることのある損害について補填されることとなります。この他、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために要する費用についても補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、違法行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については補填の対象としないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 決定方針の決定方法

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針（以下、決定方針）を決議しております。

b. 決定方針の概要

- ・当社では、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）の個人別の報酬等は固定報酬のみ（毎月同額）とし、当該額は、他社の役員報酬や当社の従業員給与の水準との比較、中期経営計画の達成度を考慮した上で、役位、職責、在任年数を総合的に勘案して、今後1年分につき定時株主総会後に初めて開催する取締役会において合議の上承認して確定しております。
なお、当社では、取締役に「役員賞与」「退職慰労金」「業績連動報酬等」「非金銭報酬等」を支給しておりません。
- ・当社では、取締役の固定報酬は、取締役の任期中に限り、当月分を翌月中に支払っております。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年12月22日開催の第16期定時株主総会において年額100百万円以内とご承認いただいております。その具体的な給付内容については、取締役会にて決定しております。当該株主総会終結時点における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役は0名）であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年12月22日開催の第16期定時株主総会において年額30百万円以内とご承認いただいております。その具体的な給付内容については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。当該株主総会終結時点における監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

上記①に記載のとおり、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会において合議の上承認して確定しており、取締役その他の第三者に委任していません。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|----------------------------|------------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役） | 35,689 (-) | 35,689 (-) | - (-) | - (-) | 3 (-) |
| 取締役（監査等委員） （うち社外取締役） | 9,990 (9,990) | 9,990 (9,990) | - (-) | - (-) | 3 (3) |

(注) 社外取締役が連結子会社から受けている報酬等はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社の社外役員に関する重要な兼職先につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。当社と各兼職先の間には開示すべき関係はありません。

② 各社外役員の主な活動状況及び期待役割に関して行った職務の概要

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|----------------|---------|---|
| 取締役 (監査等委員) | 藤 元 拓 志 | <p>当期に開催した取締役会のすべて（19回中19回）及び監査等委員会のすべて（15回中15回）に出席しており、監査等委員会の委員長を務めるとともに、議案等について様々な提言を行っております。主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会の場において議案審議等に必要の発言を行い、意思決定の妥当性、適正性を確保するための重要な役割を果たしております。</p> |
| 取締役 (監査等委員) | 原 島 茂 雄 | <p>当期に開催した取締役会のすべて（19回中19回）及び監査等委員会のすべて（15回中15回）に出席しており、議案等について様々な提言を行っております。主に税理士としての専門的見地から、税務面での情報提供を行うとともに、様々な企業の会計実務に関与している経験に基づき当社のガバナンス強化となる有益な発言を行い、意思決定の妥当性、適正性を確保するための重要な役割を果たしております。</p> |
| 取締役 (監査等委員) | 中 川 達 也 | <p>当期に開催した取締役会のすべて（19回中19回）及び監査等委員会のすべて（15回中15回）に出席しており、議案等について様々な提言を行っております。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会の場において経営上・事業上のリスク等に関する事項について指摘する等、合理的で偏ることのない審議を実施していくために必要な発言を行い、意思決定の妥当性、適正性を確保するための重要な役割を果たしております。</p> |

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

① 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|---------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 2,000万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 2,140万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当該報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠の相当性等を確認し、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行に支障がある等、必要があると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は、次のとおりであります。

I 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）は、経営理念・ビジョン・アイデンティティ・事業コンセプトを策定し共有しており、当社グループの取締役及び使用人は、「6つのバリュー」に基づいて行動しております。
- 2 当社グループの取締役及び使用人が、当社又は子会社における法令ないし定款等に違反する、あるいは違反の疑義がある行為等を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会又は内部通報システムに報告することとしております。報告に対してはその内容を調査し、必要に応じて関係部署と協議の上、是正措置を取るとともに再発防止策を策定し、当社グループ全体に実施させることとしております。
- 3 当社の監査等委員会は、当社グループのコンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めた場合は、取締役会ないしは代表取締役に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることとしております。
- 4 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、独立した立場から法令及び定款、社内規程等の遵守状況等について監査し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告しております。
- 5 当社の取締役会は、各取締役の職務執行を監督するため、取締役会規程に基づき各取締役は業務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視及び監督することとしております。

II 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1 当社の取締役は、株主総会議事録や取締役会議事録、その他重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じとする。）を法令及び「文書管理規程」に基づき作成するとともに管理及び保存することとしております。
- 2 前項で定めた文書等は、各取締役及び会計監査人等が、必要に応じ閲覧ないし謄写可能なこととしております。

Ⅲ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 当社グループのリスクマネジメントの基本方針は、取締役会で決定しております。
- 2 当社の業務執行におけるリスクは、各業務執行取締役がその対応に責任を持ち、重要なリスクについては取締役会で分析及び評価を行い、対応を決定することとしております。
- 3 当社グループにとって重要な投資については、収益性や事業戦略性、組織運営上のリスクを事前に取締役会で十分検討するとともに、事後的なモニタリングを随時実施しております。

Ⅳ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 当社は毎月定例の取締役会を開催し、「取締役会規程」に基づく重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を実施しております。
- 2 当社は、当社グループの取締役及び使用人が共有する経営計画を年度ごとに策定し、各担当取締役は、グループ全体の目標達成のための具体的目標及び権限の適切な配分等、当該目標達成のための方法を定めるとともに、定例の取締役会で目標達成の進捗状況についての報告を実施しております。
- 3 当社取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」や「職務分掌規程」、「職務権限規程」でその責任者や執行手続等の詳細について定めております。

Ⅴ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1 当社グループの業務執行の状況は、定期的にと取締役会において報告されております。
- 2 当社グループの経営に関する一定の事項については、当社の関連部署との協議を随時行うとともに、重要事項については当社の取締役会の承認を要することとしております。
- 3 当社子会社の取締役及び使用人は、当社からの経営管理や経営指導内容が法令ないしは定款等に違反すると認められる場合は、当社の監査等委員会又は内部監査室に報告することとしております。報告に対してはその内容を調査し、必要に応じて関係部署と協議の上、是正措置を取るとともに再発防止策を策定することとしております。

VI 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1 当社の監査等委員会が監査等委員会スタッフを求める場合、当社管理本部を監査等委員会の職務を補助する組織とし、その使用人が監査等委員会スタッフを兼務することとしております。
- 2 監査等委員会スタッフの任命や異動については、監査等委員会の事前の同意を要することとしております。
- 3 監査等委員会スタッフは、監査等委員会から指示を受けた場合に、当該指示された業務に関しては監査等委員である取締役以外の取締役からの指揮命令を受けないこととしております。

VII 当社及び子会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会の業務が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 当社グループの取締役及び使用人は、法令ないしは定款、社内規程等の違反行為他、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合、直ちに監査等委員会に対して報告を行うこととしております。
- 2 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には速やかにその報告を行うこととし、また監査等委員会が業務や財産等の調査を行う場合は、積極的に協力することとしております。
- 3 当社の内部監査室は、内部監査の実施状況や内部通報制度への通報状況等を監査等委員会に定期的かつ適時に報告することとしております。

VIII 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会にいつでも直接報告を行うことができることとしており、当社グループは当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

IX 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針

当社グループは、監査等委員会がその職務の執行に際し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、又は監査等委員会が独自に外部専門家をその職務執行のために利用した場合は、当該費用又は債務が監査等委員会の職務執行に必要と認められない場合を除き、速やかに当該費用又は債務に応じ、処理することとしております。

X その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 当社の各監査等委員は、その職務のため必要な場合、当社グループで開催される各会議に自由に参加できることとしております。
- 2 当社の監査等委員会は、定期的に代表取締役や内部監査室、会計監査人と意見交換を行うこととしております。

XI 当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の付き合いをせず、毅然とした態度でその排除に努めることとしております。また、反社会的勢力より不当な要求を受けた場合は、警察等と連携し、断固拒否することとしております。
- 2 当社グループは、反社会的勢力の情報を当社管理本部で管理することとしており、取引先との各種契約書等で反社会的勢力の排除を確認するとともに、当該情報を当社グループでの注意喚起等に利用しております。

(2) 体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 監査等委員会による監査・監督

- ・ 監査等委員会の委員長を主体として、全体会議その他社内での重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるなどして業務執行の監督を行いました。また、沖縄はマーケティングラボ、石垣マーケティングラボ、大阪営業所、仙台営業所、関西オフィスの往査を実施いたしました。
- ・ 監査等委員会は、内部監査室や会計監査人と定期的に協議の機会を設けております。

② コンプライアンス及びリスク管理

- ・ 反社会的勢力の排除に関しては、管理本部が外部機関も利用し、関連情報の収集に努めました。
- ・ 「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を会計監査人とも連携しながら実施いたしました。
- ・ 法令等への違反、不正行為等の防止や早期発見を目的として、当社の内部監査室や社外取締役等を窓口とする「ネオほっとライン」を設置しております。
- ・ 内部監査室は、内部監査計画に基づき当社各部署及び子会社に対して内部監査を実施し、当該監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告しております。

(注) 本事業報告記載の金額につきましては、表示単位未満を切り捨て表示しております。

連結貸借対照表
(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 1,253,906 | 流動負債 | 534,013 |
| 現金及び預金 | 925,551 | 買掛金 | 50,242 |
| 受取手形及び売掛金 | 228,181 | 1年内返済予定の長期借入金 | 111,720 |
| 仕掛品 | 44,648 | 未払金 | 42,056 |
| 貯蔵品 | 6,795 | 前受金 | 88,905 |
| その他 | 48,789 | リース債務 | 1,000 |
| 貸倒引当金 | △59 | 未払法人税等 | 61,012 |
| 固定資産 | 246,607 | 未払消費税等 | 33,075 |
| 有形固定資産 | 21,525 | ポイント引当金 | 69,522 |
| 建物 | 15,438 | 未払費用 | 61,419 |
| リース資産 | 1,916 | その他 | 15,058 |
| その他 | 4,170 | 固定負債 | 169,480 |
| 無形固定資産 | 139,904 | 長期借入金 | 167,292 |
| のれん | 130,035 | リース債務 | 2,188 |
| ソフトウェア | 9,868 | 負債合計 | 703,494 |
| 投資その他の資産 | 85,176 | (純資産の部) | |
| 繰延税金資産 | 65,054 | 株主資本 | 797,019 |
| その他 | 20,122 | 資本金 | 80,680 |
| | | 資本剰余金 | 281,150 |
| | | 利益剰余金 | 435,189 |
| | | 純資産合計 | 797,019 |
| 資産合計 | 1,500,514 | 負債・純資産合計 | 1,500,514 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|--------|-----------|
| 売上高 | | 1,829,276 |
| 売上原価 | | 909,637 |
| 売上総利益 | | 919,639 |
| 販売費及び一般管理費 | | 616,184 |
| 営業利益 | | 303,454 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 5 | |
| 補助金収入 | 2,288 | |
| その他 | 419 | 2,714 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,824 | |
| 支払保証料 | 589 | |
| 上場関連費用 | 17,208 | |
| その他 | 9 | 19,631 |
| 経常利益 | | 286,536 |
| 特別利益 | | |
| 子会社清算益 | 2,480 | 2,480 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 289,017 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 86,146 | |
| 法人税等調整額 | △3,131 | 83,015 |
| 当期純利益 | | 206,002 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 206,002 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書
(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 2020年10月1日残高 | 47,560 | — | 229,186 | △66,610 | 210,136 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 33,120 | 33,120 | | | 66,240 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 206,002 | | 206,002 |
| 自己株式の処分 | | 248,030 | | 66,610 | 314,640 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | — |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 33,120 | 281,150 | 206,002 | 66,610 | 586,882 |
| 2021年9月30日残高 | 80,680 | 281,150 | 435,189 | — | 797,019 |

| | その他の包括利益累計額 | | 純資産合計 |
|---------------------------|-------------|---------------|---------|
| | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益累計額合計 | |
| 2020年10月1日残高 | 1,751 | 1,751 | 211,887 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | |
| 新株の発行 | | — | 66,240 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | — | 206,002 |
| 自己株式の処分 | | — | 314,640 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △1,751 | △1,751 | △1,751 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △1,751 | △1,751 | 585,131 |
| 2021年9月30日残高 | — | — | 797,019 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流動資産 | 1,179,288 | 流動負債 | 514,029 |
| 現金及び預金 | 855,154 | 買掛金 | 48,279 |
| 受取手形 | 9,896 | 1年内返済予定の長期借入金 | 111,720 |
| 売掛金 | 215,261 | リース債務 | 1,000 |
| 仕掛品 | 44,648 | 未払金 | 40,956 |
| 貯蔵品 | 6,795 | 未払費用 | 61,419 |
| 前払費用 | 30,837 | 未払法人税等 | 54,480 |
| その他 | 16,753 | 前受金 | 84,993 |
| 貸倒引当金 | △59 | 預り金 | 14,200 |
| 固定資産 | 325,141 | ポイント引当金 | 69,522 |
| 有形固定資産 | 21,525 | その他 | 27,456 |
| 建物 | 15,438 | 固定負債 | 169,480 |
| 工具、器具及び備品 | 4,170 | 長期借入金 | 167,292 |
| リース資産 | 1,916 | リース債務 | 2,188 |
| 無形固定資産 | 88,098 | 負債合計 | 683,509 |
| のれん | 78,229 | (純資産の部) | |
| ソフトウェア | 9,868 | 株主資本 | 820,920 |
| 投資その他の資産 | 215,517 | 資本金 | 80,680 |
| 関係会社株式 | 131,312 | 資本剰余金 | 281,150 |
| 関係会社長期貸付金 | 4,332 | 資本準備金 | 33,120 |
| 長期前払費用 | 1,540 | その他資本剰余金 | 248,030 |
| 繰延税金資産 | 59,750 | 利益剰余金 | 459,090 |
| その他 | 18,582 | その他利益剰余金 | 459,090 |
| | | 繰越利益剰余金 | 459,090 |
| | | 純資産合計 | 820,920 |
| 資産合計 | 1,504,430 | 負債・純資産合計 | 1,504,430 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高 | | 1,708,788 |
| 売上原価 | | 887,137 |
| 売上総利益 | | 821,651 |
| 販売費及び一般管理費 | | 565,545 |
| 営業利益 | | 256,106 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 229 | |
| 業務受託料 | 1,440 | |
| 経営指導料 | 3,336 | |
| 補助金収入 | 2,288 | |
| その他 | 419 | 7,713 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,824 | |
| 支払保証料 | 589 | |
| 上場関連費用 | 17,208 | |
| その他 | 9 | 19,631 |
| 経常利益 | | 244,187 |
| 特別利益 | | |
| 子会社清算益 | 5,014 | 5,014 |
| 税引前当期純利益 | | 249,201 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 74,403 | |
| 法人税等調整額 | 1,466 | 75,869 |
| 当期純利益 | | 173,332 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | |
|---------|---------|--------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本 剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 |
| 当期首残高 | 47,560 | - | - | - | 285,758 | 285,758 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | 33,120 | 33,120 | | 33,120 | | - |
| 当期純利益 | | | | | 173,332 | 173,332 |
| 自己株式の処分 | | | 248,030 | 248,030 | | - |
| 当期変動額合計 | 33,120 | 33,120 | 248,030 | 281,150 | 173,332 | 173,332 |
| 当期末残高 | 80,680 | 33,120 | 248,030 | 281,150 | 459,090 | 459,090 |

| | 株 主 資 本 | | 純資産 合計 |
|---------|---------|------------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本 合計 | |
| 当期首残高 | △66,610 | 266,708 | 266,708 |
| 当期変動額 | | | |
| 新株の発行 | | 66,240 | 66,240 |
| 当期純利益 | | 173,332 | 173,332 |
| 自己株式の処分 | 66,610 | 314,640 | 314,640 |
| 当期変動額合計 | 66,610 | 554,212 | 554,212 |
| 当期末残高 | - | 820,920 | 820,920 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年11月26日

株式会社ネオマーケティング
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石上卓哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田村知弘 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネオマーケティングの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネオマーケティング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年11月26日

株式会社ネオマーケティング
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 上 卓 哉 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 田 村 知 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネオマーケティングの2020年10月1日から2021年9月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年12月3日

株式会社ネオマーケティング監査等委員会

監査等委員 藤元拓志 ㊟

監査等委員 原島茂雄 ㊟

監査等委員 中川達也 ㊟

(注) 監査等委員藤元拓志、原島茂雄及び中川達也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------------|---|---|----------------|
| 1 | 再任 メジモト ミツノブ 橋本光伸 (1975年10月25日生) | 1999年4月 ㈱日本経済広告社入社 2000年10月 ㈱メディアインタラクティブ（現当社）設立 代表取締役（現任） 2015年11月 ㈱セールスサポート代表取締役（現任） | 498,800株 |
| 取締役候補者とした理由 | | 橋本光伸氏は、当社の代表取締役としてグループの経営をリードしてきた経験と実績を有しており、経営全般のバランス維持・向上のため、引き続き選任をお願いするものです。 | |
| 2 | 再任 アライケ カズフミ 荒池和史 (1976年3月24日生) | 1999年3月 ㈱セブン-イレブン・ジャパン入社 2004年12月 ㈱クークー入社 2006年8月 イー・ガーディアン㈱入社 2008年12月 同社取締役 2012年6月 イーオペ㈱（現 イー・ガーディアン東北㈱） 代表取締役 2015年12月 当社入社事業企画室長 ㈱セールスサポート取締役（現任） 2016年12月 当社取締役（営業管掌）（現任） | 44,000株 |
| 取締役候補者とした理由 | | 荒池和史氏は、営業管掌の取締役として、各ディビジョンをリードしてきた経験と実績を有しております。2016年12月から当社取締役に就任しており、当社グループのさらなる成長のため、引き続き選任をお願いするものです。 | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------------|---|---|----------------|
| 3 | 再任 ア キ タ マコト 秋 田 誠 (1976年4月12日生) | 2001年9月 ㈱マルゼン入社 2006年7月 富士ソフト㈱入社 2011年5月 エイベックス・グループ・ホールディングス ㈱ (現 エイベックス㈱) 入社 2017年7月 ㈱ロゼッタ入社 2018年3月 同社執行役員グループ管理本部長 2019年12月 当社入社執行役員管理本部長 2020年12月 当社取締役管理本部長 (現任) | — |
| 取締役候補者とした理由 | | 秋田誠氏は、制度設計や組織体制の整備に取り組むなど、豊富な経験及び知識を有しております。入社以来、管理本部長として管理体制の強化やコーポレートガバナンスの整備を推進し、当社のコーポレートガバナンスのさらなる推進・強化が期待されるため、引き続き選任をお願いするものです。 | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告15頁をご参照ください。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社の監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|------------------------|---|--|----------------|
| 1 | 再任 フジモト ヒロユキ 藤元 拓志 (1970年3月31日生) | 1996年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1999年4月 公認会計士登録 2001年8月 藤元公認会計士事務所代表（現任） 2005年9月 エルシーピー投資法人監督役員 2010年2月 インヴィンシブル投資法人監督役員（現任） 2017年1月 ㈱プライセン監査役（現任） 2017年7月 当社取締役（監査等委員）（現任） | 5,000株 |
| 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 | | 藤元拓志氏は、公認会計士の資格を有しており、会計の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。同氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 | |
| 2 | 再任 ハラシマ シゲオ 原島 茂雄 (1974年10月31日生) | 1997年7月 加藤公認会計士事務所入所 2000年1月 森谷会計事務所入所 2005年3月 税理士登録 2006年5月 ㈱メディアインタラクティブ（現当社）監査役 2006年7月 はらしま会計事務所所長（現任） 2012年2月 ゲーシーズアカウンツ（現 J Glocal Accounting(株) 代表取締役（現任） 2013年12月 J Glocal Accounting Co.,Ltd（タイ国）代表取締役（現任） 2015年12月 当社取締役（監査等委員）（現任） | 30,900株 |
| 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 | | 原島茂雄氏は、税理士の資格を有しており、税務の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。 | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|----------------------------|---|---|----------------|
| 3 | 再任 ナカガワ タツヤ 中川達也 (1976年1月21日生) | 2000年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 染井・前田 法律事務所入所 2004年10月 染井・前田・中川法律事務所パートナー(現 任) 2010年6月 パウダーテック(株)取締役(現任) 2015年12月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2019年3月 (株)グッピーズ監査役(現任) | 4,000株 |
| 社外取締役候補者とした 理由及び期待される役割 | | 中川達也氏は、弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。同氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 | |

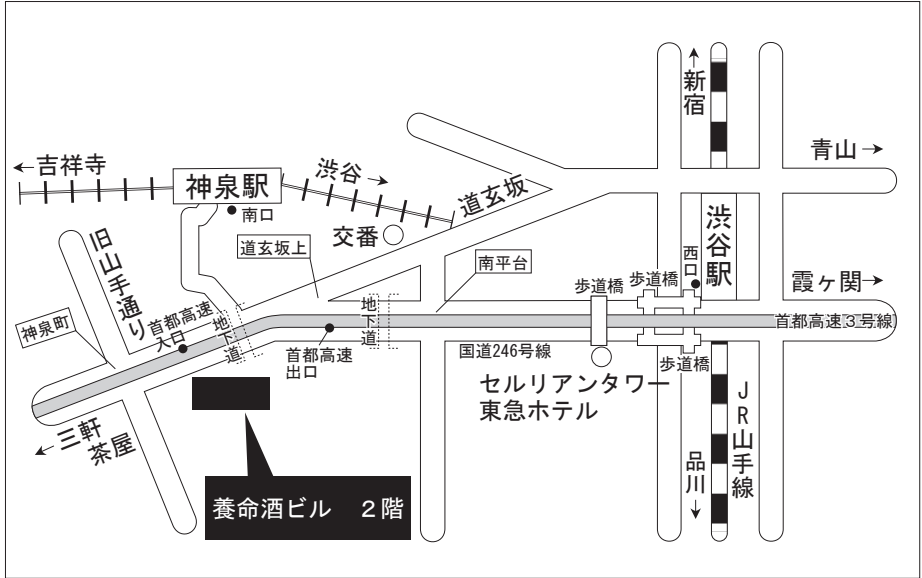
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、藤元拓志氏、原島茂雄氏及び中川達也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各候補者が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 藤元拓志氏、原島茂雄氏及び中川達也氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、取締役候補者藤元拓志氏、原島茂雄氏及び中川達也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 藤元拓志氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって4年5ヶ月です。原島茂雄氏及び中川達也氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって6年です。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告15頁をご参照ください。

以上

株主総会 会場ご案内図

会場：東京都渋谷区南平台町16番25号
養命酒ビル2階 会議室

電話：03-6328-2880（代表）



- 交通 ●JR渋谷駅西口（南改札）から徒歩約10分
●京王井の頭線 神泉駅南口から徒歩約5分